

令和6年12月2日

事業者 各位

公益財団法人新潟県埋蔵文化財調査事業団
理事長 関 根 慶 一

発掘調査業務委託指名競争入札参加資格審査申請について

当事業団が行う令和7年度発掘調査業務委託に係る指名競争入札に参加しようとする方は、下記により申請を行ってください。

ただし、入札は指名競争方式により行いますので、申請しても指名されない場合があることをあらかじめご了承ください。

なお、申請書類に関する情報は、当事業団が行う遺跡発掘調査業務委託に係る入札事務においてのみ使用し、他の用途に使用することはありません。

記

1 申請書類

(1) 発掘調査業務委託入札参加申込書及び添付書類

※ 別紙「記入要領」及び「本発掘調査における民間調査組織導入に関する指針」(様式を除く)(以下「県指針」という。)により作成してください。

(2) 暴力団等の排除に関する誓約書

2 申請期限

令和7年1月15日(水)午後5時必着

期限に間に合わない場合は、受付できません。

3 申請方法

下記担当へ紙媒体での送付又は持参願います。

〒956-0845 新潟県新潟市秋葉区金津 93 番地 1

公益財団法人新潟県埋蔵文化財調査事業団 担当：総務課 伊藤

電話：0250-25-3981 FAX：0250-25-3986

メール：niigata@maibun.net

本発掘調査における民間調査組織導入に関する指針

平成16年3月24日

新潟県教育委員会教育長

1 趣 旨

この指針は、文化財保護法（以下「法」という。）、平成10年9月29日付け文化庁次長通知「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について（通知）」及び新潟県埋蔵文化財事務取扱要綱（平成13年3月31日制定 以下「県事務取扱要綱」という。）に基づき、土木工事等に伴う記録作成を目的とする本発掘調査において、埋蔵文化財の発掘調査事業を目的とする営利法人（以下「民間調査組織」という。）を導入する場合に必要な事項を定めるものである。

2 民間調査組織の要件

民間調査組織とは定款に発掘調査業務が明記され、かつ発掘調査について十分な資質を有する発掘調査担当者、発掘調査員及び土木作業管理者を常時雇用している営利法人とする。発掘調査担当者、発掘調査員及び土木作業管理者の要件は以下のとおりとする。

（1）発掘調査担当者

発掘調査担当者とは、考古学の専門的知識・調査技術の両面で調査の対象となる遺跡について発掘調査の実施に十分な能力と経験を有し、全体の作業を掌握して発掘調査の全工程を適切に進行させることができるとともに、新潟県教育委員会（以下「県教委」という。）発行の発掘調査報告書と同レベル程度の内容のものを適切に作成できる者とする。

原則として、次のいずれかに該当する者であること。

ア 法第99条の規定による通知や法第92条に基づく届出で、発掘調査担当者として県教委に受理された経験をもつ者であり、かつ過去に発掘調査担当者となった遺跡の調査を適切に完了している者とする。

ただし、県事務取扱要綱第8条の2による確認で、発掘調査担当者として適切でないと判断された場合はこの限りでない。

イ ア以外の者

1) 大学（4年制）若しくは大学院で考古学を専攻した者

卒業（修了）後、発掘調査担当者又は、発掘調査員として実質2年以上の発掘調査経験を有し、2冊以上の報告書主要項目（遺構、遺物、総括等とし、調査経緯、調査経過、遺跡の立地等は含まない。以下同じ。）の執筆歴がある者。

2) 1) 以外の者

発掘調査担当者又は発掘調査員として実質5年以上の発掘調査経験と、5冊以上の報告書主要項目の執筆歴がある者。

（2）発掘調査員

発掘調査員とは考古学の専門的知識・調査技術の両面で、調査の対象となる遺跡について発掘調査を実施する能力と経験を有し、発掘調査担当者の指示に基づき、発掘調査現場の作業を掌握して発掘調査を適

切に進行させることができるとともに、県教委発行の発掘調査報告書と同レベル程度の内容を有するものを適切に作成できる者とする。

原則として以下の要件を満たす者とする。

ア 大学（４年制）若しくは大学院で考古学を専攻した者

実質１年以上の発掘調査経験があり、報告書主要項目の執筆歴がある者。

イ ア以外の者

実質３年以上の発掘調査経験があり、２冊以上の報告書主要項目の執筆歴がある者。

（３）土木作業管理者

土木作業管理者とは、現場に常駐して全体の作業を掌握し、発掘調査担当者の指示に従って安全管理・危険防止・機械掘削・人力掘削等の指揮監督を行い、発掘調査を適切に進行させることができる者とする。

具体的には以下の資格を全て有する者とする。

- ・建設業法第26条第1項に規定する主任技術者の資格
- ・地山掘削作業主任者
- ・土止め支保工作業主任者

3 民間調査組織が留意すべき事項

（１）発掘調査担当者の変更

発掘調査は調査報告書の刊行をもって終了するものであることから、発掘調査から報告書作成までを同じ発掘調査担当者が行うことが望ましいものであり、特別な事情を除き発掘調査担当者の変更を行わないものとする。

（２）発掘調査担当者の複数担当

発掘調査担当者は現場に常駐し、全体作業を掌握して発掘調査の全工程を適切に進行させる必要があることから、原則として同一時期に複数の発掘調査や発掘調査と報告書作成業務を行わないものとする。ただし、発掘調査計画を対比した結果、複数の業務が適切に遂行できる場合はこの限りでない。

4 民間調査組織に求める書類

発掘調査の円滑な実施のため、適宜、次の書類の提出を求めることとする。

- ① 組織の概要（組織の発掘調査実績・報告書作成実績）【様式1】
- ② 発掘調査担当者・発掘調査員・調査補助員・土木作業管理者の他、各種資格保有者名簿及び経歴【様式2】
- ③ 調査方法・期間
- ④ 調査期間中における調査人員の配置状況
- ⑤ 調査経費及び積算根拠

5 民間調査組織を導入した際の遵守事項

適切な発掘調査の実施には、現地発掘作業終了時のみの確認作業では判断できないため、調査の各工程で細部にわたる徹底した管理を行うこととする。これは、調査終了後に記録類の不備等が確認されても、現地発掘作業をやり直すことができないという発掘調査が元来持ち合わせている特質のためであり、具体的な管理は以下のとおりとする。

(1) 管理監督

定期的に以下の管理を行うこととする。

- ア 包含層掘削や、遺構の検出・掘削が適切な方法で行われていること
- イ 遺物包含層と遺構の時代・時期が適切に捉えられていること
- ウ 写真・図面等の記録類が適切に作成されていること
- エ 各工程で調査遺跡の性格が適切に捉えられていること
- オ 安全管理が適切に行われていること

(2) 是正指示

現地発掘作業において上記の事柄が適切に行われていない場合は、速やかに是正を指示することとする。
このような指示の後においても、適切な発掘調査が実施されない場合は、発掘調査担当者の交代等、具体的な改善策を講じることとする。

なお、報告書の作成も同様に、適正な作成状況が認められない場合は、「記録保存のための発掘調査」という主旨から逸脱するため、作成のやり直しを指示することとする。

(3) 現地発掘作業の完了検査

定期的な管理により記録保存として十分な記録類が適切に作成され、調査の目的が達せられた場合に現地発掘調査作業が完了したものとする。

6 施行時期

この指針は、平成16年4月1日から施行する。

記入要領

1 「発掘調査業務委託入札参加申込書」について

- (1) 中段「建設工事等(設計コンサルタントを含む)に係る新潟県入札参加資格の有無」欄の「有」に○を付した場合は、必ずその種類を記入すること。
- (2) 中段「建設業許可の有無」欄の「有」に○を付した場合は、必ず許可番号を記入すること。
- (3) 申込書余白に、申込書内容に関する問い合わせ先を付記しておくこと。

2 様式共通事項

- (1) 調査期間や従事期間、刊行年月日や生年月日等「年月日」を記入する際は、元号(昭和・平成等)表記で統一すること。西暦は使用しないこと。

3 様式 1-1「会社の概要」について

- (1) 上段「資本金または出資の総額」欄や「常時使用の従業員数」欄は省略せず、必ず記入すること。

4 様式 1-2「発掘調査実績」について

- (1) 貴社が直接国、都道府県、市町村(これらの者が設立した財団法人等を含む。)から元請けとして受託した調査のうち、過去5年間(令和2年度から令和6年度まで)に現場発掘を終了したもの(終了予定のものを含む)を記入すること。
- (2) 「所在地」は発掘調査実施時の都道府県名及び市町村名を記入すること。
- (3) 「遺跡種類」は集落、墳墓、寺院、官衙、城館、生産(窯業、製鉄・鍛冶、鑄造、製塩、玉作、農業など)、貝塚、洞穴、道路・交通、庭園、祭祀・信仰などから遺跡を代表するものを記入すること。
- (4) 「立地・土質」の「立地」は丘陵、河岸段丘、自然堤防、沖積など、「土質」は粘質土、シルト、ロームなど調査か所を代表するものを記入すること。
- (5) 「調査期間」欄は整理期間も含めた契約期間とし、「(実質調査期間)」は実際に発掘調査現地で発掘作業を行った期間を記入すること(整理期間を含めない)。
- (6) 「発注者」は部署まで記入すること(●●市教育委員会)。
- (7) 試掘調査・確認調査の場合、「調査面積」欄には調査対象面積でなく、実際に調査した面積を記入すること。
- (8) 「受注形態」は全部委託、支援委託の別を記入すること。
- (9) 「備考」には当該調査実績が試掘調査、確認調査、本発掘調査のいずれかを記入すること。

5 様式 1-3「発掘調査報告書刊行歴」について

- (1) 貴社が行った発掘調査に係る報告書で、過去5年間(令和2年度から令和6年度まで)に刊行したもの(刊行予定のものを含む)を記入すること。

- (2) 「発行機関」が教育委員会の場合は都道府県から記入すること。
- (3) 「執筆箇所」は、全部、序文を除く全部、Ⅱ章（遺跡の環境・周辺の遺跡）、Ⅲ章（遺構）など具体的な執筆内容が分かるように記入すること。
- (4) 報告書が未刊行（令和6年12月時点）の場合、「備考」欄に刊行予定年月を記入すること。なお、刊行未定の場合はその旨を記入すること。

6 様式 2-1「発掘調査担当者・発掘調査員・土木作業管理者（現場代理人）名簿」について

- (1) 受注時に現場へ配置可能な社員を記入すること。
- (2) 「種別」欄には県指針2により、「発掘調査担当者」「発掘調査員」「土木作業管理者」のいずれかを記入すること。
 なお、受注時に配置を必要とする「現場代理人」は、「土木作業管理者」に記入した者から選任すること。
- (3) 「専門分野」欄は、発掘調査担当者又は発掘調査員の場合で、専門分野（時代等）があれば、記入すること。
- (4) 「資格」欄は、保有している資格全てに○をつけること。列記してある資格以外で調査に関係のある資格を保有している場合は、その他（ ）に記入すること。
- (5) 「雇用形態」欄は、次の表から選んで記入すること。

区 分	説 明
正 社 員	週 38 時間 45 分以上の執務を行い、健康保険・厚生年金に加入し、雇用保険被保険者資格取得届を行っている者をいう。指揮命令権は雇用会社にある。
派遣社員	労働者派遣法に基づき派遣元会社と労働契約を結び、派遣元会社が派遣先会社から請け負った業務を派遣先で行う者をいう。指揮命令権は派遣先会社にある。
契約社員	個人又は他社の社員が受け入れた会社と期間の定めのある労働契約を結んでいる者をいう。指揮命令権は受入会社にある。
出向社員	在籍する会社の命令により、出向元会社の在籍のまま又は移籍して出向先から給与を受ける者をいう。指揮命令権は出向先にある。

- (6) 発掘調査担当者と土木作業管理者については、貴社の正社員であることの確認のため、健康保険被保険者証の写しを添付すること。
- (7) 入札参加申込書提出後に、様式 2-1「発掘調査担当者・発掘調査員・土木作業管理者名簿」の記載事項に追加又は変更があった場合は、その都度変更届と様式 2-1（2）「発掘調査担当者・発掘調査員・土木作業管理者（現場代理人）変更名簿」を提出すること。
 その場合、追加又は変更する職員についてのみ記入すること。

7 様式 2-2「発掘調査担当者・発掘調査員の履歴」について

(1)「発掘調査経験月通算」欄は、現地調査のみの経験月を記入し、「整理作業調査経験月通算」欄は、整理作業のみの経験月を記入すること。

なお、「(卒業後通算)」欄は各経験月通算の内数であり、卒業後の経験月を表す。

(2)「所在地・立地」欄及び「調査面積」欄は、4(2)、4(4)及び4(7)に同じとする。

(3)「〔上段〕所属・身分等」欄は、派遣社員は派遣先の所属・身分を記入すること。(契約・出向も同じ)

記入例 「〇〇大学 学生」
「△△教委 主任」
「□□会社 調査係長」 など

「〔中段〕業務内容」欄は、該当するものにすべてに○を付ける。

発掘：現場における発掘調査

整理：発掘調査後の整理作業

執筆：執筆の有無 → 様式 2-4 と連動する。逆に様式 2-4 に執筆歴があるものは様式 2-2 にも記入すること。

編集：調査担当者等で、報告書刊行における編集責任者（通常、報告書 1 冊に編集責任者 1 名）

「〔下段〕職名」欄は、該当するものに○を付ける。

その調査に対して、発掘調査担当者又は発掘調査員でない場合は、すべて「その他」に○を付すこと。

(4)「従事期間」は、現地発掘調査期間及び整理作業期間を含み、その調査での現地発掘調査月と整理作業月を記すこと。

なお、1ヶ月未満の端数は16日以上を切り上げ、未満は切り捨てること。

また、執筆のみの場合（正式な調査組織員でなく部分執筆した場合）は執筆年度のみを記入し、期間は記入不要。

(5) 過年度に発掘調査担当者又は発掘調査員としてこの様式を提出している者については、その旨を欄外に記入のうえ、直近に提出した時までの履歴を黒字で記入し、それ以降の履歴を赤字で記入すること。

8 様式 2-3「土木作業管理者の履歴」について

(1) 土木作業管理者として必要な次の資格証のコピーを添付すること。

- ・建設業法第 26 条第 1 項に規定する主任技術者
- ・地山掘削作業主任者
- ・土止め支保工作業主任者

(2)「所在地・立地」欄及び「調査面積」欄は、4(2)、4(4)及び4(7)に同じとする。

9 様式 2-4「発掘調査担当者・発掘調査員の報告書執筆歴」について

(1) 過去に執筆したものすべてを記入すること。

(2) 「執筆箇所」欄は、詳細に記入すること。

- 記入例
- 第●章 遺構
 - 第●章 遺物
 - 第●章 総括 等
 - × 一部 (←どの部分の内容を執筆したか分からない)

(3) 「刊行年」欄について、報告書が未刊行（令和6年12月時点）の場合は、5(4)と同じとする。

(4) 様式2-2「発掘調査担当者・発掘調査員の履歴」の下表右側3段列中段「業務内容」欄の「執筆」「編集」に○を付けた場合は、様式2-4を記入すること。

(5) 正式な調査組織員でなく、部分執筆した場合も記入すること。

10 様式2-5「発掘調査担当者・発掘調査員の個人業績」について

(1) 過去の業績を記入すること。

(2) 個人業績が未刊行（令和6年12月時点）の場合、5(4)と同じとする。

11 過去の誤記入例

- 様式2-1の発掘調査担当者、発掘調査員が、他社と重複している。
- 様式2-1、様式2-2、様式2-4に発掘担当者及び発掘調査員の要件を満たさない者を記入している（様式2-1「種別」に「調査員補助」と記入）。
- 様式2-2「調査経験月通算」が「卒業後通算」より短期間。
- 様式2-2「立地」が未記入または土質を記入している。
- 様式2-2「調査面積」が未記入。
- 様式2-2「所属・身分等」の記入に不適切な表現を使用。
- 編集責任者（7(4)）でないのに様式2-2の編集に○を付けている。
- 様式2-2と様式2-4の記載内容に整合性がない。
- 様式2-4に執筆歴があるにもかかわらず、様式2-2の執筆、編集のいずれにも○がない。
- 様式2-4「刊行年」が未記入。
- 様式2-4「執筆箇所」が不明瞭表現。
- 様式2-4に記された遺跡が様式2-2に記載されていない。

12 その他

受注時は、労働安全衛生法による安全衛生管理体制の整備（安全管理者及び衛生管理者又は安全衛生推進者の選任等）に十分留意してください。

発掘調査業務委託入札参加申込書

令和 年 月 日

公益財団法人新潟県埋蔵文化財調査事業団
理事長 関根慶一様

提出者（法人の場合は名称、所在地及び代表者名）

⑩

公益財団法人新潟県埋蔵文化財調査事業団が行う令和7年度発掘調査業務に係る入札参加を申し込みます。

国及び新潟県における建設工事等の入札参加資格については、下記のとおりです。
なお、この申込書及び添付書類の内容は、事実と相違ないことを誓約します。

記

建設工事等（設計コンサルタントを含む）に係る新潟県入札参加資格の有無	有・無	（有の場合はその種類を記入）	
建設業許可の有無	有・無	許可番号	

（添付書類）

- ・会社の概要（様式1-1）
- ・発掘調査実績（令和2年度～令和6年度）（様式1-2）
- ・発掘調査報告書刊行歴（令和2年度～令和6年度）（様式1-3）
- ・発掘調査担当者、発掘調査員、土木作業管理者（現場代理人）名簿（様式2-1）
- ・発掘調査担当者、発掘調査員の履歴（様式2-2）
- ・土木作業管理者の履歴（様式2-3）
- ・発掘調査担当者、発掘調査員の報告書執筆歴（様式2-4）
- ・発掘調査担当者、発掘調査員の個人業績（様式2-5）
- ・納税証明書（新潟県の県税）
 - ※ 入札参加申込書提出日前3カ月以内に発行されたもの。（コピー可）
 - ※ 新潟県での賦課納税実績がない場合は、本社所在地における都道府県税に係る納税証明書を添付すること。
- ・経営事項審査結果通知書
 - ※ 建設業許可を受けていない場合は、これに類する書類又は決算書等、経営状況を把握することができる書類を添付すること。

【様式】1-1 会社の概要

会社名	
代表者	
本社住所	
電話番号	
FAX番号	
資本金または出資の総額	千円
常時使用の従業員数	人
問い合わせ先(電話番号)	
担当者(部署・氏名)	

①設立年度とその目的		
②現在の営業概要		
③現在の主力とする営業		
④ 本社・支社・支店、営業者等の所在と機能・役割及びその人員配置		
本社	セクション等機能の配置	
	人 員	
支社	所在地	TEL FAX
	セクション等機能の配置	
	人 員	
	所在地	TEL FAX
支社	セクション等機能の配置	
	人 員	
	所在地	TEL FAX
	セクション等機能の配置	
支店	所在地	TEL FAX
	セクション等機能の配置	
	人 員	
	所在地	TEL FAX
支店	セクション等機能の配置	
	人 員	
	所在地	TEL FAX
	セクション等機能の配置	
営業所	所在地	TEL FAX
	セクション等機能の配置	
	人 員	
	所在地	TEL FAX
技術センター	セクション等機能の配置	
	人 員	
	所在地	TEL FAX
	セクション等機能の配置	

【様式】2-1 発掘調査担当者・発掘調査員・土木作業管理者(現場代理人)名簿

※ 受注時に現場へ配置可能な社員を記入すること。

種 別 ※ 各社の職名ではなく 県指針による標記種別 を記載すること。	氏 名	専 門 分 野	資 格		雇 用 形 態
1			<input type="checkbox"/> 1級建設機械施工管理技士	<input type="checkbox"/> 小型車両系建設機械	
			<input type="checkbox"/> 1級土木施工管理技士	<input type="checkbox"/> 車両系建設機械	
			<input type="checkbox"/> 2級建設機械施工管理技士	<input type="checkbox"/> 測量士	
			<input type="checkbox"/> 2級土木施工管理技士	<input type="checkbox"/> 測量士補	
			<input type="checkbox"/> 地山掘削	<input type="checkbox"/> その他()	
			<input type="checkbox"/> 土止支保工		
2			<input type="checkbox"/> 1級建設機械施工管理技士	<input type="checkbox"/> 小型車両系建設機械	
			<input type="checkbox"/> 1級土木施工管理技士	<input type="checkbox"/> 車両系建設機械	
			<input type="checkbox"/> 2級建設機械施工管理技士	<input type="checkbox"/> 測量士	
			<input type="checkbox"/> 2級土木施工管理技士	<input type="checkbox"/> 測量士補	
			<input type="checkbox"/> 地山掘削	<input type="checkbox"/> その他()	
			<input type="checkbox"/> 土止支保工		
3			<input type="checkbox"/> 1級建設機械施工管理技士	<input type="checkbox"/> 小型車両系建設機械	
			<input type="checkbox"/> 1級土木施工管理技士	<input type="checkbox"/> 車両系建設機械	
			<input type="checkbox"/> 2級建設機械施工管理技士	<input type="checkbox"/> 測量士	
			<input type="checkbox"/> 2級土木施工管理技士	<input type="checkbox"/> 測量士補	
			<input type="checkbox"/> 地山掘削	<input type="checkbox"/> その他()	
			<input type="checkbox"/> 土止支保工		
4			<input type="checkbox"/> 1級建設機械施工管理技士	<input type="checkbox"/> 小型車両系建設機械	
			<input type="checkbox"/> 1級土木施工管理技士	<input type="checkbox"/> 車両系建設機械	
			<input type="checkbox"/> 2級建設機械施工管理技士	<input type="checkbox"/> 測量士	
			<input type="checkbox"/> 2級土木施工管理技士	<input type="checkbox"/> 測量士補	
			<input type="checkbox"/> 地山掘削	<input type="checkbox"/> その他()	
			<input type="checkbox"/> 土止支保工		
5			<input type="checkbox"/> 1級建設機械施工管理技士	<input type="checkbox"/> 小型車両系建設機械	
			<input type="checkbox"/> 1級土木施工管理技士	<input type="checkbox"/> 車両系建設機械	
			<input type="checkbox"/> 2級建設機械施工管理技士	<input type="checkbox"/> 測量士	
			<input type="checkbox"/> 2級土木施工管理技士	<input type="checkbox"/> 測量士補	
			<input type="checkbox"/> 地山掘削	<input type="checkbox"/> その他()	
			<input type="checkbox"/> 土止支保工		
6			<input type="checkbox"/> 1級建設機械施工管理技士	<input type="checkbox"/> 小型車両系建設機械	
			<input type="checkbox"/> 1級土木施工管理技士	<input type="checkbox"/> 車両系建設機械	
			<input type="checkbox"/> 2級建設機械施工管理技士	<input type="checkbox"/> 測量士	
			<input type="checkbox"/> 2級土木施工管理技士	<input type="checkbox"/> 測量士補	
			<input type="checkbox"/> 地山掘削	<input type="checkbox"/> その他()	
			<input type="checkbox"/> 土止支保工		
7			<input type="checkbox"/> 1級建設機械施工管理技士	<input type="checkbox"/> 小型車両系建設機械	
			<input type="checkbox"/> 1級土木施工管理技士	<input type="checkbox"/> 車両系建設機械	
			<input type="checkbox"/> 2級建設機械施工管理技士	<input type="checkbox"/> 測量士	
			<input type="checkbox"/> 2級土木施工管理技士	<input type="checkbox"/> 測量士補	
			<input type="checkbox"/> 地山掘削	<input type="checkbox"/> その他()	
			<input type="checkbox"/> 土止支保工		
8			<input type="checkbox"/> 1級建設機械施工管理技士	<input type="checkbox"/> 小型車両系建設機械	
			<input type="checkbox"/> 1級土木施工管理技士	<input type="checkbox"/> 車両系建設機械	
			<input type="checkbox"/> 2級建設機械施工管理技士	<input type="checkbox"/> 測量士	
			<input type="checkbox"/> 2級土木施工管理技士	<input type="checkbox"/> 測量士補	
			<input type="checkbox"/> 地山掘削	<input type="checkbox"/> その他()	
			<input type="checkbox"/> 土止支保工		
9			<input type="checkbox"/> 1級建設機械施工管理技士	<input type="checkbox"/> 小型車両系建設機械	
			<input type="checkbox"/> 1級土木施工管理技士	<input type="checkbox"/> 車両系建設機械	
			<input type="checkbox"/> 2級建設機械施工管理技士	<input type="checkbox"/> 測量士	
			<input type="checkbox"/> 2級土木施工管理技士	<input type="checkbox"/> 測量士補	
			<input type="checkbox"/> 地山掘削	<input type="checkbox"/> その他()	
			<input type="checkbox"/> 土止支保工		
10			<input type="checkbox"/> 1級建設機械施工管理技士	<input type="checkbox"/> 小型車両系建設機械	
			<input type="checkbox"/> 1級土木施工管理技士	<input type="checkbox"/> 車両系建設機械	
			<input type="checkbox"/> 2級建設機械施工管理技士	<input type="checkbox"/> 測量士	
			<input type="checkbox"/> 2級土木施工管理技士	<input type="checkbox"/> 測量士補	
			<input type="checkbox"/> 地山掘削	<input type="checkbox"/> その他()	
			<input type="checkbox"/> 土止支保工		

※本社中で「発掘調査業務委託入札参加申込書」を作成し、支社等に入札、契約等を委任する場合に提出。

委 任 状

令和 年 月 日

公益財団法人新潟県埋蔵文化財調査事業団
理事長 関 根 慶 一 様

委任者
所在地
商号又は名称

役職・氏名 ⑩

私は、発掘調査業務委託（整理作業及び報告書作成業務を含む）について、下記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

1 委任する権限

※ 委任事項を記入してください。

<p><記入例> (1) 入札及び見積に関すること。 (2) 契約締結に関すること。</p>
--

2 委任期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

3 受任者並びに受任者使用印

所在地
商号又は名称
役職・氏名

⑩

※「発掘調査業務委託入札参加申込書」提出後、当該年度中において、届出事項に変更があった場合に使用。

発掘調査業務委託入札参加申込変更届

令和 年 月 日

公益財団法人新潟県埋蔵文化財調査事業団
理事長 関 根 慶 一 様

提出者 (法人の場合は名称、所在地及び代表者名)

㊞

先に提出した発掘調査業務委託入札参加申込書の記載事項に変更が生じたので、関係書類を添えて届出します。

記

(添付書類)

- ・発掘調査担当者、発掘調査員、土木作業管理者（現場代理人）変更名簿 (様式2-1 (2))
- ・発掘調査担当者、発掘調査員の履歴 (様式2-2)
- ・土木作業管理者の履歴 (様式2-3)
- ・発掘調査担当者、発掘調査員の報告書執筆歴 (様式2-4)
- ・発掘調査担当者、発掘調査員の個人業績 (様式2-5)
- ・その他有資格を証明する免許証及び修了証のコピー

暴力団等の排除に関する誓約書

令和 年 月 日

公益財団法人新潟県埋蔵文化財調査事業団
理事長 関根慶一様

住所
氏名又は名称
代表者名

私は、貴財団の発掘調査業務に係る入札の参加申し込みに際し、次の事項を誓約します。

- 1 当社又は当社の役員等（役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいう。）は、契約締結から履行が完了するまでの間、次のいずれにも該当しません。
 - （1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - （2）暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - （3）暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - （4）自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - （5）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - （6）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - （7）（3）から（6）に掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- 2 上記の誓約事項に虚偽の内容があった場合及び下記（1）又は（2）の場合には、貴財団に契約の解除権及びこれに伴う損害賠償請求権等が生じることを認めます。
 - （1）下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記1（1）～（7）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - （2）上記1（1）～（7）までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（2（1）に該当する場合を除く。）に、そのことを知った貴財団が当該契約の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。